

## 平成 30 年度任用 魚津市消費生活相談員 募集要項

### 1. 募集人員等

- (1) 募集職種 消費生活相談員（常勤指定職務職員）
- (2) 募集人員 1 名
- (3) 勤務場所 魚津市民生部市民課
- (4) 業務内容
  - ①消費生活相談の受付・処理（助言、あっせん等）に関すること。
  - ②消費生活に係る知識の普及・啓発及び情報の提供に関すること。
- (5) 任用期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで（勤務成績等により更新可）

### 2. 勤務条件

- (1) 勤務日 月曜日から金曜日のうち週 4 日（勤務曜日は要相談）
- (2) 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（休憩 60 分を含む）
- (3) 報酬 月額 140,000 円  
なお、消費生活相談員資格者（合格とみなされる者含む）の場合 145,000 円
- (4) その他 通勤手当支給（限度額あり）、有給休暇あり、社会保険・雇用保険加入

### 3. 応募資格等

普通自動車運転免許（A T 限定可）を有し、パソコンの基本操作ができ、かつ次の（1）～

#### （3）のいずれかに該当する者

- (1) 消費生活相談員資格を有する者
- (2) 平成 28 年 4 月 1 日施行の改正消費者安全法に基づき、消費生活相談員資格試験に合格したとみなされる者※

※ 合格とみなされる者とは、平成 28 年 4 月 1 日時点でアに掲げる 3 資格のいずれかを保有し、かつ、イ又はウのいずれかに該当する者

ア 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」

一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」

一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」

イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間に、実務経験が通算 1 年以上ある者

ウ 指定講習会の課程を修了した者

- (3) 消費生活相談業務に熱意があり、今後消費生活相談員の資格を取得しようとする者

### 4. 応募方法

- (1) 応募期間 平成 30 年 2 月 6 日（火）午後 5 時まで（提出先必着）

#### (2) 提出書類

①市販の履歴書（自筆、本籍の記載不要、写真貼付）

②応募資格を証する書類の写し

上記の書類を持参（土・日曜日、祝日除く）または、郵送してください。

5. 選考方法

書類と面接により行います。また、面接は平成 30 年 2 月 9 日(金)とし、後日個別に連絡いたします。

6. その他

応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

応募者の個人情報については、この選考以外の目的には利用しません。

応募に要する通信費及び面接等の際の交通費等の経費は、全て応募者の負担となります。

7. 提出・問い合わせ先

〒937-8555

富山県魚津市釈迦堂一丁目 10-1

魚津市役所 民生部 市民課 市民係

担当 寺崎、朝野

電話 0765-23-1003 F A X 0765-23-1059